

京都市農委だより 第62号



がんばっている農業者 あけた さよ 右京区京北 明田 早代 さん

京都市右京区京北細野町で水稻を営む明田早代さんを訪ねました。

明田さんは今年で就農7年目。就農されて4年は野菜作りを、お父様が亡くなられたことをきっかけに、野菜から水稻に切り替え、今年でお米作りは3年目になります。

お父様が続けられていたお米作りを引き継ぐために、地域の方からお米作りを基礎から学び、現在は水稻を自作地で5町、作業受託で5町耕作されています。

苗づくりでは、約3000枚の苗をすべて自分で作られるなど、普段の農作業は明田さんがひとりでされていますが、春と秋の繁忙期には、お父様のお知り合いだった農家さんに手伝いを頼まれます。



「父の代から親しくしている農家さんに、作業を手伝っていただけるおかげで、今も農業を続けることができます。父が繋いでくれた縁と、今も変わらず力を貸してくれる皆さんの存在は、私にとって本当に心強いです。」と語る明田さん。

周囲の方々に感謝しつつ、「栽培や機械の操作技術を学び、もしもの時には、自分ひとりで対処できるようになりたいです。」と今後の思いを話されていました。

明田さんは、京北小中学校の5年生に田植え体験を指導されるなど地域の子どもたちに農業の魅力を伝える活動にも力を注がれています。



2児の母でもある明田さん。農業と子育てを両立しつつ、日々、学び挑戦されている明田さんの益々のご活躍を楽しみにしております。

(取材委員 久保、今井、樹下、藤原)

も く じ

- *がんばっている農業者(右京区京北 明田早代さん)..... 1
- *農業委員会掲示板(熱中症に気を付けましょう!)..... 2
- *農業委員会掲示板(農地利用状況調査を実施します、農業委員会活動報告)..... 3
- *農業委員会掲示板(こんなときは農業委員会へご相談ください)..... 4



熱中症に気を付けましょう!



「熱中症」は、高温な環境下で、発汗による体温調節等がうまく働かなくなり、体内に熱がこもることによって様々な症状がみられる状態を指します。近年、農作業中の熱中症等による死亡者が増加しています。熱中症について正しい知識を身に付け、体調の変化に気を付けるとともに、周囲にも気を配り、熱中症による健康被害を防ぎましょう!

《 熱中症の主な症状と対応 》

～ 軽 症 ～

症 状

めまい・立ちくらみ
手足のしびれ
こむら返り



対 処

- 水分・塩分の補給
- 涼しい場所へ移動
(エアコンなどで室温を下げる)
- 安静にする

～ 中等症 ～

症 状

判断力・集中力低下
頭痛、倦怠感
吐き気・嘔吐



対 処

- 水分・塩分の補給
- 涼しい場所へ移動
- 安静にする
- 衣服をゆるめ体を冷やす
- 自分で水分を摂取できない場合は医療機関を受診

～ 重 症 ～

症 状

からだが熱い
全身のけいれん
意識がない
呼びかけに対し返事がおかしい



**すぐに救急車を呼ぶ
TEL 119**

救急車を呼ぶか迷ったときは
TEL #7119
救急安心センターきょうと
24時間年中無休

対 処

- 無理に水を飲ませない
- 涼しい場所へ移動
- 安静にする
- 衣服をゆるめ体を冷やす

体を冷やす時のポイント

太い血管のある場所を冷やすと効果的!

- ① 脇の下 ② 首筋 ③ 足の付け根



熱中症対策 農作業の省力化・軽労化

熱中症等の夏の農作業事故リスクを低減するためには農作業を省力化・軽労化することが有効です!
スマート農業技術や農業サービス事業者の活用等を検討しましょう。

- 【活用例】 ●ドローンによる農薬散布・追肥
●遠隔操作によるかん水ポンプの起動
●自動草刈機、収穫機の活用



! 夏のひとり作業は危険!

農作業中の熱中症死亡事故の多くは1人作業で発生しています。大切な人の命を守るため、家族や地域で声をかけあいましょう!



農地利用状況調査を実施します

農業委員会では、遊休農地解消や農地の適正利用推進のため、6月～8月にかけて、農地法第30条の規定に基づく農地の利用状況調査を実施します。農地の耕作状況などを見ながら、「遊休農地※」になっていないかを判断する調査です。

なお、調査の際には、農地へ立ち入ったり、写真撮影をしたり、お話を伺うこともありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

※ 遊休農地とは、1年以上耕作されておらず、今後も耕作の見込まれない農地や周辺の農地と比べて著しく低利用となっている農地のことです。



遊休化した農地は、病虫害等の発生源になるだけでなく、産業廃棄物の不法投棄の原因にもなり、周辺農地や地域へ悪影響を及ぼします。また、火災を引き起こすこともありますので、定期的な草刈りや耕起などを行い、農地の適正な管理をお願いします。

農業委員活動報告

女性委員食育活動

女性農業委員6名、農地利用最適化推進委員1名で、子どもたちに自然に触れ合いながら、野菜に興味を持ってもらい、農業の大切さを知ってもらいたいという思いから、下鳥羽小学校で食育活動に取り組んでいます。

毎年、小学校の近くにある畑で、ジャガイモやサツマイモの植え付け体験から収穫体験を行っています。ジャガイモ収穫日には、小学生の皆さんから交流会の招待状を頂き、胸が熱くなりました。交流会では、収穫したジャガイモを使って、小学生の皆さんがフライドポテトを作ってくれました。

また、食育活動の最後には、まとめ学習発表会が開かれ、小学生の皆さんが、好きな野菜の品種、種類、栽培方法や調理方法を調べ、ポスターに分かりやすくまとめて発表してくれました。

食育活動を楽しんで参加してくれている小学生の皆さんの姿を見ていると、活動を続けてよかったという気持ちになります。

今後も委員同士で協力し、頑張って活動を続けていきたいです。

(報告委員 星野 佐紀子)





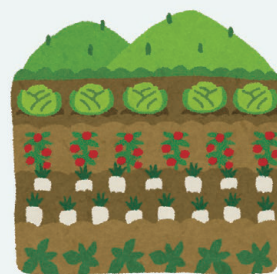
こんなときは農業委員会へ ご相談ください



農地を相続した



- 農地法第3条の3の届出
- （相続した方が納税猶予を受けたい場合）
相続税の納税猶予に関する適格者証明願



農地を耕作目的で
売買（貸借）したい



- 農地法第3条の許可申請

- 農地中間管理事業（お手続きは各地域の農業振興センターへ）

農地を転用したい



所有者自身で転用する場合

- 農地法第4条の許可申請
（市街化区域は届出）

所有者以外が転用する場合
（売買・賃貸借）

- 農地法第5条の許可申請
（市街化区域は届出）

生産緑地を解除したい



- 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願



他にも・・・

農地の賃貸借（使用貸借）
を解約したい

- 農地法第18条第6項の
合意解約の通知
（又は使用貸借の解約通知）

税務署から納税猶予の
継続届の通知が届いた

- 引き続き農業経営を
行っている旨の証明願
（貸付等を行っている場合は、
別の証明になります。）

農地に農業用施設を
建てたい

- 農地法第4条の適用除外
通知（4条1項8号）
- 農地転用の許可もしくは
届出

農地の地形を変更
したい（営農目的）

- 田（畑）の地形変更届、
田の畑地転換届
- 一時転用許可

農地のことは
農業委員会へ！



本庁窓口／所在地：京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 京都市役所本庁舎地下1階
TEL：075（222）4050、FAX：075（212）9084

京北窓口／所在地：京都市右京区京北周山町上寺田1-1 京北合同庁舎1階
TEL：075（852）1825、FAX：075（852）1827

【ホームページアドレス】

<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu2/category/32-11-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

この印刷物が
不要になれば
「雑がみ」として
古紙回収等へ！

